

# 労務協会からのお知らせ

今回は、皆さんの関心の高い「助成金」についてのお知らせです。

## 助成金・奨励金のご案内

### 1. 助成金・奨励金とは？

主に雇用保険に加入する事業所が利用可能で、返済不要な「支援金」のことを助成金（奨励金）といいます。助成金のうち、比較的少額なものを奨励金と呼ぶことがあります。

助成金は、国（＝厚生労働省）が様々な「労働政策」を実行するためのツールとして、創設されます。

現在は、米国金融危機の影響下で雇用情勢が厳しくなっているため、「緊急雇用対策」として雇用の維持（雇用調整金・中小企業緊急雇用安定助成金など）や派遣労働者の派遣先企業での直接雇用化（派遣労働者雇用安定化特別奨励金など）が創設・拡充されています。

### 2. 助成金の財源は？

助成金の財源は、主に企業が国に支払う「雇用保険料」です。雇用保険料は、従業員の給与から控除する「雇用保険料」より、企業が負担する「事業主負担分」の方が1000分の3（建設業は1000分の4）多くなっていますが、この部分が助成金の財源です。

### 3. 助成金を受けるためには？

多くの助成金は、何かアクションを起こす（例えば「従業員を雇用する」）前の計画段階から、書類を提出しないと受けられないものが多いです。「待っていれば自動的に助成金が振り込まれる」ということはありません。

例えば「中小企業緊急雇用助成金」は、景気変動による売上げの減少のため休業せざるを得ない状況下で、従業員に支払う「休業手当等」を助成するものですが、休業する前にハローワークに休業計画を立て届出をしておかなければ、助成金を受けることができません。申請する期限も決まっていますので、遅れると受け付けてもらえません。

また、事前に助成金窓口にて活用可能かどうかを相談をする必要のある助成金もあります。

ヒトに関する事で何かにとりかかるときには、助成金が活用できる場合がありますので、**事前に**労務協会にご相談ください。

### 4. どんな助成金があるの？

今回は現在活用可能な主な助成金・奨励金について、パンフレットにてご紹介します。

（編集後記）最近、体力維持＋ダイエットのためにランニングを始めました。僕は「凝り性」なので、ラップタイムが計測できる腕時計を購入。所要時間を計測しながら走ってみました。周回コースを、なるべく同じペースで3周走り、家に帰ってから分析をしてみると・・・

①1周目：10' 31"    ②2周目：11' 59"    ③3周目：12' 16"

なんと、ちょっとずつですが、遅くなっていることが分かりました。走っているときには全く自覚症状はありません。むしろ、あとの方が体が慣れてきて楽に感じるため、速く走っているような感じさえたのですが。

データを取ると言うことは重要なことだと感じました。計測してはじめて分かることがあります。同じようなことを繰り返すことこそ、データをきちんと取るべきだと思います。「数字は正直」です。このことは、「管理」に通じます。データを取り、蓄積し、分析してみることは地道なことですが、「これから（未来）何をすべきか」がはっきりする具体的なヒントとなります。

日常の労務管理にも、是非この考えを活かしてみてください。（一ノ宮 俊人）

# 事業主の方への助成金・奨励金のご案内

支給の対象	支給の 内容 助成金 奨励金 の 内 容 併 列	概 要
<p>高年齢者、障害者等の就職が困難な人を雇い入れる</p>	<p>賃金の助成                      特定求職者雇用開発助成金                      (特定就職困難者雇用開発助成金)                      高年齢者雇用開発特別奨励金</p> <p>公共職業安定所(ハローワーク)</p>	<p>【特定求職者雇用開発助成金】                      高年齢者(60歳以上65歳未満)、障害者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者を公共職業安定所又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、1年間(中小企業の事業主が重度障害者等を雇い入れた場合は最長2年間、中小企業以外の事業主が同様の雇い入れを行った場合には最長1年6か月)賃金相当額の一部を助成するものです。</p> <p>【高年齢者雇用開発特別奨励金】                      雇い入れ日の満年齢が65歳以上の離職者※を公共職業安定所又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により1週間の所定労働者20時間以上の労働者として雇い入れる事業主(1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。)に対して、1年間賃金相当額の一部を助成するものです。</p> <p>※以下の要件をすべて満たす場合に限りです。                      ①雇い入れに係る事業主以外の事業主と1週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない                      ②雇用保険の被保険者資格を喪失した離職日から3年以内に雇い入れられた                      ③雇用保険の被保険者資格を喪失した離職日以前1年間に被保険者期間が、6ヶ月以上あった</p>
<p>創業・異業種進出に伴い人材を雇い入れる</p>	<p>賃金の助成                      中小企業基盤人材確保助成金</p> <p>(独)雇用・能力開発機構静岡センター</p>	<p>新分野進出等(創業、異業種への進出)に伴い、基盤人材(中小企業者の経営基盤の強化に資する人材)を新たに雇い入れる事業主又は基盤人材の雇い入れに伴い基盤人材以外の一般労働者を新たに雇い入れる事業主に支給するものです。基盤人材1人あたり140万円、一般労働者1人あたり30万円を支給。</p>
<p>介護分野の人材を雇い入れる</p>	<p>賃金の助成                      介護基盤人材確保助成金                      介護未経験者確保等助成金</p> <p>静岡労働局</p>	<p>【介護基盤人材確保助成金】                      介護分野で新サービスの提供等を行おうとする事業主が、特定労働者(社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員1級で1年以上の実務経験者)を新たに雇い入れる場合に支給するものです。1人あたり70万円、3人まで支給。但し雇い入れ日より6か月雇用保険被保険者が定着率80%以上必要とします。                      ※事前に介護労働安定センターに申請計画書を提出し、認定を受けることが必要です。</p> <p>【介護未経験者確保等助成金】                      介護関係業務を、雇用保険被保険者として雇い入れ(平成20年12月1日以降の雇い入れが対象。)6か月定着させた場合に対象労働者1人あたり6ヶ月で25万円(介護参入特定労働者※の場合は50万円)を助成する制度です。1年間(助成対象期間)定着させた場合には、50万円(※の場合100万円)まで受給できます。                      ※介護参入特定労働者・・・雇い入れ日時点で25歳以上40歳未満の者であって、雇い入れ日の前日から起算して過去1年間に雇用保険被保険者でなかった者を言います。</p>

新たな雇い入れを行う

新たな雇い入れを行う

支給の対象	支給の内容 （奨励金・助成金）	概要
<p>派遣労働者を 直接雇い入れる</p>	<p>奨励金 派遣労働者雇用安定化特別奨励金 (平成24年3月31日までの暫定措置)</p> <p>公共職業安定所(ハローワーク)</p>	<p>派遣先である事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先である事業主に対して助成されます。</p> <p>〔第1期…奨励金の支給対象となる対象労働者の雇い入れの日から起算して6か月が経過する日まで 第2期…雇い入れの日から起算して6ヶ月が経過する日の翌日から18ヶ月が経過する日まで 第3期…雇い入れの日から起算して18ヶ月が経過する日の翌日から30ヶ月が経過する日まで〕</p> <p>①期間の定めのない労働契約の場合 大企業 50万円 (第1期25万円・第2期12万5千円・第3期12万5千円) 中小企業 100万円 (第1期50万円・第2期25万円・第3期25万円)</p> <p>②6ヶ月以上の期間の定めのある労働契約の場合 (更新が明示されているものに限る) 大企業 25万円 (第1期15万円・第2期5万円・第3期5万円) 中小企業 50万円 (第1期30万円・第2期10万円・第3期10万円)</p>
<p>若年者等を 雇い入れる</p>	<p>奨励金 若年者等正規雇用化特別奨励金 (平成24年3月31日までの暫定措置)</p> <p>公共職業安定所(ハローワーク)</p>	<p>年長フリーター及び30代後半の不安定就労者又は採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等について、正規雇用した場合支給されます。</p> <p>①直接雇成型(若年者等を対象とした求人枠を設け正規雇用した場合) ②トライアル雇用活成型(トライアル雇用終了後に引き続き正規雇用する場合) ③有期実習型訓練修了者雇成型(有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合) ④内定取消し雇成型(採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等を対象とした求人枠を設けて正規雇用する場合)</p> <p>支給額 〔基準日(正規雇用を開始した日)(有期実習型訓練修了者雇成型で有期実習型訓練終了日前に正規雇用を開始した場合は訓練終了日)から起算して 第1期…6ヶ月の日まで 第2期…1年6ヶ月の日まで 第3期…2年6ヶ月の日まで〕</p> <p>大企業(第1期25万円・第2期12万5千円・第3期12万5千円) 中小企業(第1期50万円・第2期25万円・第3期25万円)</p>
<p>若年者、中高年齢者、 母子家庭の母等、 障害者などを対象と した試行雇用を行う</p>	<p>試行雇用期間に対する奨励金 試行雇用奨励金(トライアル雇用)</p> <p>公共職業安定所(ハローワーク)</p>	<p>若年者(40歳未満)、中高年齢者(45歳以上65歳未満の原則として雇用保険受給資格者)、母子家庭の母等、障害者などの職業経験・技能・知識等から就職が困難な求職者層の早期就職の実現を図ることを目的として、公共職業安定所の紹介により一定期間の試行雇用(原則3ヶ月)を実施した事業主に対して支給するものです。対象労働者1人あたり月額4万円を支給。</p>

試行雇用を行う

支給の対象	支給の内容 助成金・奨励金 貸付金・委託費	概要
<b>雇用の維持</b> 休業及び教育訓練 又は出向を行って 雇用を維持する	賃金負担額の助成 雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金  公共職業安定所(ハローワーク)	景気の変動により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、出向を行って労働者の雇用を維持した場合、かかった費用の一部を助成(新規卒者も対象) <b>【雇用調整助成金】</b> ○休業・教育訓練の場合 休業手当等の2/3 (教育訓練を行った場合は1人1,200円上乗せ) ○出向の場合 出向元事業主の負担額の2/3 <b>【中小企業緊急安定助成金】</b> ○休業・教育訓練の場合 休業手当等の4/5 (教育訓練を行った場合は1人6,000円を上乗せ) ○出向の場合 出向元事業主の負担額の4/5
定年を延長・廃止して 高齢者の雇用を 維持する	定年引上げ・定年の定め の廃止及び継続雇用制 度の導入に対する助成 中小企業定年引上げ等 奨励金  <b>社団法人静岡県雇用支援協会</b>	雇用保険の常用被保険者数300人以下の事業主が、就業規則等により、65歳以上への定年引上げを行うか定年の定めを廃止した場合。または、65歳以上の定年制の導入をするか定年の定めのない法人等を設立し、一定率以上の高齢者を雇用する場合。 支給額：企業規模(被保険者数) 1～9人 40万円 10～99人 60万円 100～300人 80万円 70歳以上に引き上げ又は定年制度を廃止した場合は、上記額の2倍 申請期限：定年引上げ等を行った日の翌日から起算して1年以内
労働災害等により重度 障害者となった労働者 の雇用を維持する	雇用管理措置の導入に 対する助成 障害者介助等助成金 <b>社団法人静岡県雇用支援協会</b>	事業所に雇用された後、労働災害や交通事故等により身体障害又は精神障害者となった労働者の雇用を継続するため必要な施設の設置、職場適用措置等の措置を実施した事業主に対して助成するものです。 重度中途障害者等職場適応助成金

<b>在職者の再就職支援</b> 離職を余儀なくされる 労働者の再就職援助 ための措置を講じる	求職活動休暇中の賃金、 職業紹介事業者への委託 費用の助成 労働移動支援助成金  公共職業安定所(ハローワーク)	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、雇用対策法に基づく再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた事業主、又は、高齢法に基づく求職活動支援書を作成する前に求職活動支援基本計画書を作成し、公共職業安定所長に提出した事業主に支給するものです。 <b>【就職活動等支援給付金】</b> ○再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を作成した事業主が、離職を余儀なくされる労働者等に対し求職活動等のための休暇の付与を行った場合 →就職活動等支援給付金(休暇付与) ○再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を作成した事業主が、離職を余儀なくされる労働者等の再就職先となり得る事業所において、職場体験講習を受講させた場合 →就職活動等支援給付金(職場体験講習受講) ○職場体験講習先として再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象労働者を受け入れ、職場体験講習を実施した事業主が当該者をその離職から1ヶ月以内に雇い入れた場合 →就職活動等支援給付金(職場体験講習受講者雇い入れ) <b>【再就職支援給付金】</b> ○再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を作成した事業主が、民間の職業紹介事業者(再就職支援会社)を活用して離職を余儀なくされる労働者等の再就職を実現した場合(2ヶ月以内但し45歳以上は5ヶ月以内) <b>【離職者住居支援給付金】</b> ○再就職援助計画を作成し認定を受けた事業主が金融危機の影響等により、やむを得ず派遣労働者又は有期契約労働者との契約の中途解除や雇い止め等を行った場合でも、離職後も引き続き住居を無償で提供した場合又は住居に係る費用の負担をした事業主対象労働者1名につき1ヶ月あたり4～6万円支給(助成期間は1ヶ月から6か月まで)
--	---	---

	支給の対象	支給の内容及び 助成金の 名称	概要
創業する	45歳以上の高齢者等が3人以上共同して創業(法人を設立)する	創業に要した経費の助成 高齢者等共同就業機会創出助成金  静岡県雇用支援協会	45歳以上の高齢者等3人以上がその職業経験を生かし、共同して創業(法人を設立)し、高齢者等(原則として45歳以上)を雇い入れて継続的な雇用・就業の場を創設・運営する場合に、当該事業の開始に要した一定範囲の費用について助成するものです。支給対象経費の2/3又は1/2を支給(500万円が限度)
育児労働者の雇用改善	育児休業休暇を取得する期間において、事業主が行う経済的支援額の助成	賃金の助成 育児・介護雇用安定等助成金(育児休業取得促進措置)(短時間勤務促進措置)  公共職業安定所(ハローワーク)	【育児休業取得促進措置】 雇用保険の被保険者として雇用する者が育児休業休暇を取得する期間において、3ヶ月以上当該労働者に対し、事業主自ら独自に経済的支援を実施した事業主に対する助成 ○恒久措置 事業主が行う経済的支援額の一定割合を助成 ①中小企業は2/3(助成対象期間：子が1歳に達する日まで) ②大企業は1/2(又は1歳6ヶ月に達する日まで) ○時限措置(平成22年3月31日まで)助成率の引き上げ ①中小企業は3/4 ②大企業は2/3 【短時間勤務促進措置】 育児のため、勤務時間短縮に係る制度を利用する労働者に対し、事業主自らが独自に経済的支援を実施した事業主に対する助成 ○時限措置(平成22年3月31日まで)事業主が行う経済的支援額の一定割合を助成 ①中小企業は3/4(助成対象期間：子が3歳に達する日まで) ②大企業は2/3
設備の設置・整備	生産性の向上が必要なため、設備の設置・整備をする  介護福祉機器を導入する	経費の助成 中小企業人材能力発揮奨励金 (独)雇用・能力開発機構静岡センター  所要経費の助成 介護労働者設備等整備モデル奨励金  静岡労働局	雇用環境の高度化を図る設備・整備に併せて新たに生産性向上に必要な人材を雇い入れると、設備の設置・整備に要した費用の一部を支給するものです。  介護労働者の身体的負担軽減や腰痛を予防するため、事業主が介護福祉機器について、導入・運用計画を提出し、認可を受けて導入した場合に、計画期間内に導入した介護福祉機器に係る所要経費の1/2(上限250万円)を助成します。
雇用管理の改善	有期契約労働者を通常の労働者へ転換する制度を新たに設ける	有期契約労働者の雇用管理の改善をする制度の導入に対する助成 中小企業雇用安定化奨励金  公共職業安定所(ハローワーク)	I 転換制度導入事業主 新たに転換制度を導入し、かつ、当該制度を適用してその雇用する有期契約労働者を1人以上通常の労働者に転換させた場合 1事業主につき35万円 II 転換促進事業主 制度を導入した日から3年以内に3人以上の有期契約労働者を当該制度を適用して通常の労働者に転換させた場合 1人につき10万円(当該対象労働者10人まで) 有期契約労働者のいずれかが母子家庭の母等である場合、2人以上を転換させた事業主とし、母子家庭の母等は1人につき15万円

※各助成金には、それぞれ受給するための要件があります。詳しくは、各関係機関にお問い合わせください。